

# 社会福祉法人 幸

## アルモニー早瀬町 重要事項説明書

このグループホーム重要事項説明書は、利用希望者が介護予防認知症対応型共同生活介護サービスまたは認知症対応型共同生活介護サービスを受けられるに際し、利用希望者やその家族等に対し、当法人の事業運営規程の概要や介護従業者などの勤務体制等、利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

### 1. サービスについての相談窓口

電話番号	079-240-6631
管理者	渡辺 明美

\* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

### 2. 法人の概要

会社名	社会福祉法人 幸
所在地	兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地
代表者	金治 ゆかり
電話番号	079-274-7530

### 3. グループホームの概要

#### (1) 事業所の内容等

事業所	アルモニー早瀬町
所在地	兵庫県姫路市広畑区早瀬町 2 丁目 4-1
電話番号	079-240-6631
FAX 番号	079-240-6632
介護保険事業所番号	2894000385

#### (2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態
管理者	2 名 (ユニット毎に 1 名)
介護従事者	8 名以上 夜間は夜勤者 2 名

### (3) 設備の概要

居室（全個室）	9.97 m <sup>2</sup> （約7畳）	台所	各階1ヶ所
浴室（ユニットバス）	各階1ヶ所	食卓・居間	各階1ヶ所
トイレ	各階3ヶ所	エントランスホール	1ヶ所

### 4. ご利用の条件

- (1) 要介護認定の判定結果が、要支援2、要介護1から要介護5のいずれかであること。
- (2) 主治の医師の診断書等により利用申し込み者が認知症の状態にあると確認できること。
- (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (4) グループホームは地域密着型サービスであるため、原則として当事業所の所在する市町の介護保険被保険者であること。  
また、当該サービスをご利用中に他市町に住所変更された場合、介護保険制度による当該サービスを当事業所において原則的に利用出来なくなります。全額自己負担となる恐れがありますので、事前に事業所へ必ずご相談下さい。
- (5) 公的な医療保険に加入なさっていること。
- (6) 身元引受人を定めること。
- (7) 当事業所の重要事項説明書・介護契約書兼入居契約書にご承諾くださること。
- (8) 円滑な共同生活が営めること。
- (9) 医療機関での日常的な入院加療を必要としないこと。
- (10) 暴力をふるう等、他の利用者および職員に害を及ぼす恐れがないこと。
- (11) 感染症等を有し、他の利用者および職員に感染させるおそれのないこと。
- (12) その他当事業所での団体生活に支障をきたさないこと。

5. 入居に関する費用等について

(1) 入居時の敷金について

270,000 円

\*退去時、個人の居室の復旧・修繕に関する費用を敷金から負担して頂き、残金をご返却いたします。

\*修繕費が敷金を上回る場合は、別途請求いたします。

\*修繕費が不要な場合は、全額返金いたします。

(2) 再入居時の敷金について

270,000 円を新たに申し受けます。

(3) 毎月の利用料金（認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ））

										円/日額
要介護度	給付単位数	医療連携 体制加算 I	サービス 提供体制 強化加算 (Ⅲ)	介護職員等 処遇改善加 算	合成単位 数	介護サー ビス費の1 割負担	食費	水道光熱 費	家賃	負担合計
要支援2	748	0	6	134	888	901	1,200	500	2,000	4,601
要介護1	753	39	6	142	940	954	1,200	500	2,000	4,654
要介護2	788	39	6	148	981	995	1,200	500	2,000	4,695
要介護3	812	39	6	153	1,010	1,025	1,200	500	2,000	4,725
要介護4	828	39	6	155	1,028	1,043	1,200	500	2,000	4,743
要介護5	845	39	6	158	1,048	1,063	1,200	500	2,000	4,763

#### 介護サービス費加算について

※初期加算・・・入居日から起算して30日間を算定します。1日あたり30単位。

※口腔衛生管理体制加算・・・30単位/月

※科学的介護推進体制加算・・・40単位/月

※サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・6単位/日

※看取り介護加算・・・死亡日1280単位、死亡日前日と前々日680単位、死亡日以前4日以上30日以下144単位。

死亡日31日以上45日以下72単位。

※若年性認知症加算・・・1日当たり120単位

※1か月あたりの介護保険1割負担金は計算方法(小数点以下切り捨て)により、1日あたりの金額の合計とは異なります。

※体制に関する算定は変動する場合があります。

※処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰは区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

#### ② その他の費用

※食費の内訳は1日あたり朝食180円、昼食480円、おやつ60円、夕食480円とします。

※イベント・行事時の食事代として実費を頂いた場合は、上記の食事代は請求いたしません。

※食費・水道光熱費は物価や季節的要因により変動することが予想されます。そのため年度ごとに見直しを行い、必要に応じて料金の改定を行います。

※預り金管理料・・・1月あたり1,000円

※囁託医投薬処置料及び調剤投薬費・・・相当分を負担して頂きます。

※歯科往診費・・・歯科による往診を受けられた場合は、相当分を負担して頂きます。

#### ③ その他の日常生活費等

理美容代、おむつ・パット代や個人の嗜好品等は実費を負担して頂きます。

なお、実費負担項目については別紙の通りとします。

※ 預り金について・・・利用者の病院診察料や理美容代の支払い、個人嗜好品の購入等、毎月の入居費用に含まれない費用の支払いを行うため、約 10,000円から 15,000円程度の金銭を預り金として当事業所で保管いたします。ご希望の方は、預り金規程に基づいて領収書(レシート)を保管し、毎月の請求と同時に家族へ報告いたします。また、管理費用として1か月当たり 1,000円を申し受けます。

※ 請求額の変動を伴うサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその

家族等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。

#### (4) 料金の支払い方法

銀行または郵便局のご指定口座より毎月 27 日（休業日の場合は翌営業日）に引落しいたします。

### 6. 備品等について

#### (1) 居室内に事業所が設置する備品

ベッド、エアコン、洗面台

#### (2) 利用者側でご用意していただく備品等

箆箆等の家具類、衣類、タオル等身の回りの品、テレビ等家電製品、居室内で使用するティッシュペーパー等の日用品

#### (3) その他

- ・刃物、はさみなど当事業所が危険と判断する品の持ち込みはできません。
- ・預り金除き、金銭や貴重品等のお預かりは出来ません。
- ・石油ストーブ、暖房用ヒーター、ライター、マッチ等、火災の危険がある品の持ち込みはできません。
- ・飲酒・喫煙は、事業所の判断で管理制限させていただきます。
- ・居室内の造作及び模様替え等はできません。

### 7. サービス提供の留意事項

#### (1) 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体者」となるサービスを提供するよう努めます。

#### (2) 利用者の心身の状態等を把握し、適切なサービスを提供するよう努めます。

#### (3) 日常生活全般の状況を踏まえて利用者個々の介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明を行って同意を得ます。その計画に基づいて、利用者が日常生活を営む上で必要なサービスを提供いたします。また、提供したサービス内容を記録いたします。

#### (4) 利用者の心身の状況、希望等、必要に応じて計画の内容を変更します。なお介護（予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては介護（予防）認知症対応型

共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行います。

- (5) 当事業所は利用者又はその家族に対して介護計画を交付いたします。
- (6) 介護計画やサービスの提供に関する事項の説明、緊急時の連絡等は身元引受人を第一連絡先とさせていただきます。
- (7) 事業運営に当たっては、地域社会との連携を密に図るとともに、協力医療機関、関

係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、「運営推進会議」を設置し、活動状況の報告を行って評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (8) 利用者の尊厳を第一に、誇れるホーム作りを実践し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の安全を確保するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束および行動を制限する行為は行いません。

#### 8. 協力医療機関

国部医院                      医院長    國部伸也（くにべ のぶや）  
〒670-0058  
姫路市車崎 3-3-13  
TEL：079-298-1081  
FAX：079-260-7759

入江病院                      〒672-8092  
姫路市飾磨区英賀春日町 2-25  
TEL：079-239-3121  
FAX：079-230-2558

つだ歯科                      〒672-8084  
姫路市飾磨区英賀清水町 1 丁目 2 5 番地  
TEL：079-230-6655  
FAX：079-230-5355

#### 9. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて具体的な防災計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- (2) 主な防災設備として、非常通報装置、消火器、スプリンクラー設備、避難誘導灯の他、各居室内に熱感知器を設置しています。

## 10. サービスについての苦情・相談・要望

### (1) 苦情・相談・要望の窓口

電話番号	079-240-6631
受付時間	月曜～金曜 9時～17時
解決責任者	宮浦 康高
窓口担当者	渡辺 明美
第三者委員	松本 暁男 079-272-2404
	井上 昭三 090-9544-8488

### (2) その他の苦情窓口

姫路市役所 介護保険課	079-221-2923
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5682

## 11. 秘密の保持

- (1) 当事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の情報を秘密として厳守いたします。また、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約に明記いたします。
- (2) 当事業所は、協力医療機関や関係機関等との相談、会議や運営推進会議等を開催する場合に利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者又は家族の同意を得ることとします。

## 12. 損害賠償

- (1) 当事業所が利用者に対して提供したサービスにより事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等と保険者に連絡するとともに、関係機関等にも連絡して必要な処置を講じます。
- (2) また、当事業所が利用者に対して提供したサービスにおいて、損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。  
なお、事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は身元引受人が、契約締結に際してその心身の状況及び病歴等の重

要事項並びにサービスの実施にあたって必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合。

- ② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の依頼等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- ④ 居室、廊下などで自ら転倒した場合やベッドや椅子から転落をした場合等、事業所の職員による介護支援中に発生した損害でない場合。

(3) 損害保険は㈱あいおいニッセイ同和損保の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

### 13. 身元引受人（契約書第19条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力・連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人は、契約者が契約上負担する一切の債務を、極度額100万円の範囲名で連帯して保証して頂くこととなります。

令和 年 月 日

私は本書面により、事業所から介護予防認知症対応型共同生活介護サービスまたは認知症対応型共同生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

**【事業者】**

法人名：社会福祉法人 幸

代表者：金治 ゆかり 印

住所：〒671-1133

兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地

電話番号：079-274-7530

**【事業所】**

事業者名：アルモニー早瀬町

住所：〒671-1151

兵庫県姫路市広畑区早瀬町 2 丁目 4-1

電話番号：079-240-6631

FAX番号：079-240-6632

説明者：職種

氏名

印

**【利用者】**

住所：〒

氏名：

印

**【身元引受人】**

住所：〒

氏名：

印

# アルモニ一早瀬町

## 重要事項説明書

<認知症対応型共同生活介護>

<介護予防認知症対応型共同生活介護>

Ver.2025.05.01